

名古屋市公報	令和 3年 9月15日 第119号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人

目	次	ページ
告	示	
○ 名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧	(住都・都市計画課) (第465号)	3
○ 特定計量器定期検査の実施	(経済・産業企画課) (第466号)	6
○ 行政区画の境界に係る道路の管理に関する協定について	(緑土・道路管理課) (第467号)	8
○ 名古屋都市計画用途地域の変更	(住都・都市計画課) (第468号)	10
○ 名古屋都市計画特別用途地区の変更	(住都・都市計画課) (第469号)	11
○ 名古屋都市計画高度地区の変更	(住都・都市計画課) (第470号)	12
○ 名古屋都市計画地区計画の決定	(住都・都市計画課) (第471号)	13
○ 名古屋都市計画公園の変更	(住都・都市計画課) (第472号)	14
○ 都市計画法に基づく事業予定地の指定の解除について	(住都・都市計画課) (第473号)	15
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課) (第474号)	17
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課) (第475号)	18
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第476号)	26
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第477号)	29
○ 換地処分通知に係る公示送達	(住都・市街地整備課) (第478号)	32
選挙管理委員会告示		
○ 各種直接請求等に必要な数について	(第27号)	33
教育委員会告示		
○ 個人演説会等にかかる公営施設設備及び費用額について	(第16号)	35
上下水道局告示		
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第13号)	36

	監 査 公 表	
○	令和 3年監査公表	(第4号) 44
	公 告	
○	大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課) 51
○	大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課) 54
○	大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課) 57
	雑 報	
○	職員の懲戒処分	(交通・人事課) 59

名古屋市告示第 465 号

名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧

名古屋都市計画地区計画の案を作成したいので、名古屋市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年名古屋市条例第63号）第 2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

なお、この原案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1週間を経過する日までに、名古屋市長に意見書を提出することができます。

令和 3 年 9 月 7 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 大喜新町地区計画

2 位置及び区域

名古屋市瑞穂区大喜新町、春敲町及び宝田町の各一部
（別図のとおり）

3 縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

（1）縦覧期間

令和 3 年 9 月 8 日から同月 21 日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

（2）縦覧時間

午前 8 時 45 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

（3）縦覧場所

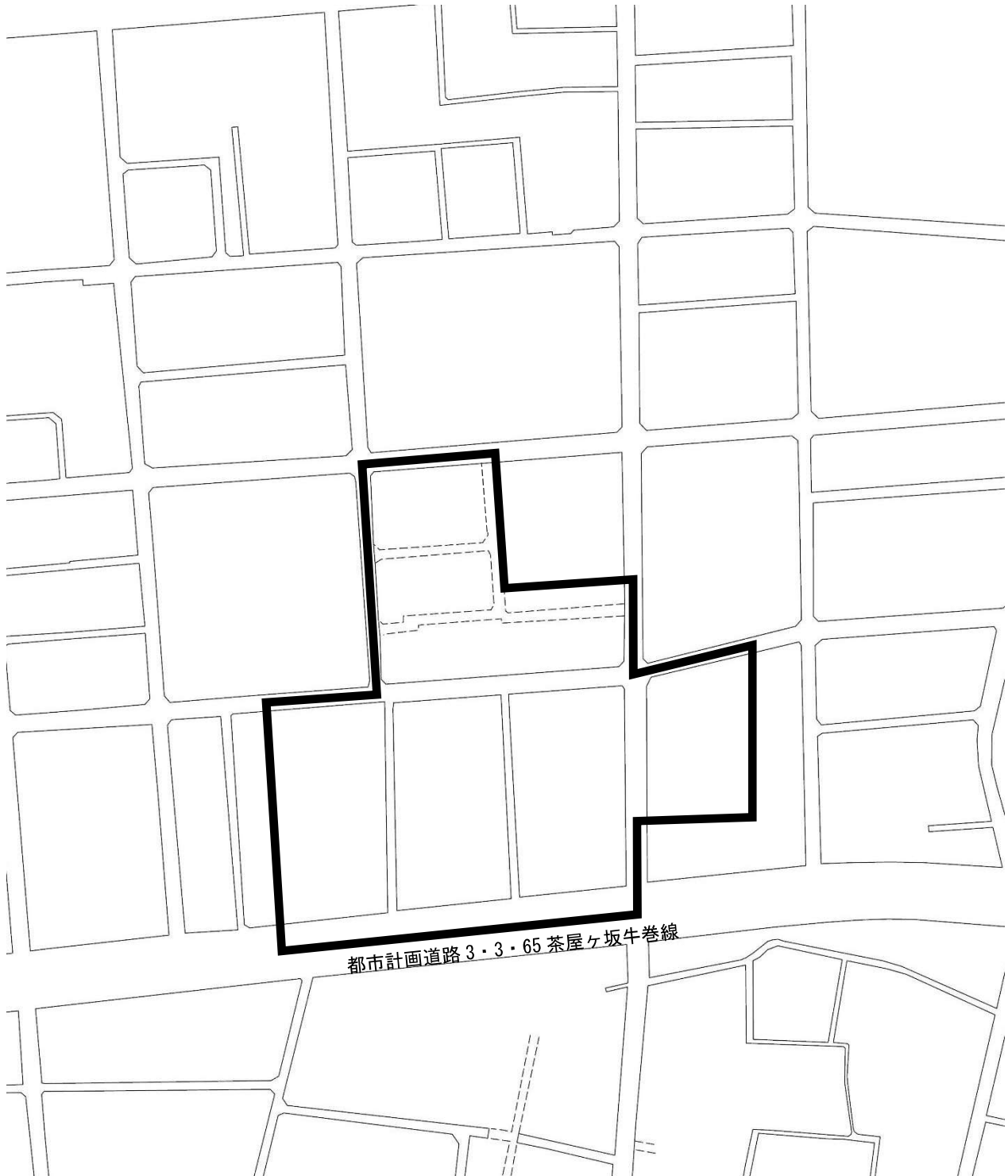
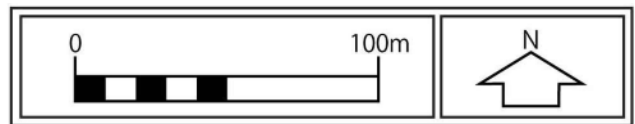
名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4 階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

別 図

縮尺 1/2,500



 地区計画区域

名古屋市告示第 466 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 3 年 9 月 7 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域
西区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
10月13日（水）	幅下コミュニティセンター（第 1 会議室）
10月27日（水）	山田コミュニティセンター（会議室 1）
10月29日（金）	枇杷島スポーツセンター（駐車場）
11月 5 日（金）	枇杷島スポーツセンター（駐車場）
11月10日（水）	山田コミュニティセンター（会議室 1）
11月25日（木）	幅下コミュニティセンター（第 1 会議室）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の

場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 467号

行政区画の境界に係る道路の管理に関する協定について

道路法（昭和27年法律第 180号）第19条第 1項及び第54条第 1項の規定に基づき、名古屋市と豊山町との間において、令和 3年 8月25日に行政区画の境界に係る道路の管理に関する協定を締結しましたので、同法第19条第 5項の規定により公示します。

令和 3年 9月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

境橋、池久山橋、新池橋、瑞応寺橋に係る協定

道路法（昭和27年法律第 180号）第19条 1項及び第54条第 1項の規定により、行政区画の境界に係る道路の管理及び費用の負担について、名古屋市（以下「甲」という。）と豊山町（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

1 次に掲げる道路の区間は、甲をもって管理者とする。

番号	路線名	区 間	備 考
1	名古屋市道 如意第190号線	名古屋市北区北久手町81番地先から 豊山町大字豊場字神戸51番 3地先まで	境橋
	豊山町道 625号線		
2	名古屋市道 如意第6号線	名古屋市北区北久手町38番地先から 豊山町大字豊場字神戸16番 1地先まで	池久山橋
	豊山町道 618号線		
3	名古屋市道 如意第162号線	名古屋市北区北久手町 1番地先から 豊山町大字豊場字神戸10番地先まで	新池橋
	豊山町道 625号線		

2 次に掲げる道路の区間は、乙をもって管理者とする。

番号	路線名	区 間	備 考
1	名古屋市道 如意第38号線 豊山町道 728号線	名古屋市北区苗田町 104番の 1地先から 豊山町大字豊場字野田17番 4地先まで	瑞応寺橋

3 改築の費用の負担は、甲及び乙が別にその都度協議して定める。

4 維持、修繕等の費用の負担は、全て折半とする。ただし、軽易なもの（照明器具の取替、局部的路面補修、清掃等をいう。）に要する費用は、管理する者が負担する。

5 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、令和 3年 8月25日から施行する。

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

名古屋市告示第 468号

名古屋都市計画用途地域の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画用途地域を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 3年 9月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 469号

名古屋都市計画特別用途地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画特別用途地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 3年 9月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画特別用途地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 470号

名古屋都市計画高度地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画高度地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 3年 9月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画高度地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 471号

名古屋都市計画地区計画の決定

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画地区計画を次のとおり決定しました。

なお、関係図書は、同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 3年 9月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 泰明町地区計画

2 都市計画を決定する土地の区域

名古屋市港区泰明町及び川西通の各一部

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 472号

名古屋都市計画公園の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画公園を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 3年 9月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画公園

2 都市計画を変更する土地の区域

5・6・1号 東山公園

名古屋市千種区田代町字瓶杵及び字唐山、天白町大字植田字植田山、東山通 5丁目、東山元町 3丁目、4丁目及び 5丁目、星が丘元町並びに星が丘山手

名古屋市昭和区八事富士見

名古屋市名東区植園町 1丁目及び 3丁目、山香町、高針荒田、にじが丘 1丁目並びに藤巻町 1丁目、2丁目及び 3丁目

名古屋市天白区天白町大字植田字植田山並びに大字八事字裏山及び字山田

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 473号

都市計画法に基づく事業予定地の指定の解除について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第55条第 1項の規定により指定した事業予定地について、次のとおり指定を解除します。

令和 3年 9月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画施設の種類及び名称

名古屋都市計画公園 5・6・1号 東山公園

2 指定を解除する土地の区域

名古屋都市計画公園 5・6・1号 東山公園

区	町	大字	字・丁目	地番	指 定 年月日	指定告示番号
名東区	藤巻町		1	2番 817	平成11年 6月 3日	平成11年名古屋 市告示第 207号
			2	2番1331及び 2番1332	平成 7年 7月18日	平成 7年名古屋 市告示第 242号
			3	2番 182	平成11年 10月14日	平成11年名古屋 市告示第 340号
				2番 188	平成 8年 11月 8日	平成 8年名古屋 市告示第 390号
				2番 211	昭和63年 11月25日	昭和63年名古屋 市告示第 359号
				2番 282	平成 5年 11月 4日	平成 5年名古屋 市告示第 338号

				2番 314及び 2番 316	平成 6年 12月28日	平成 6年名古屋 市告示第 432号
				2番 330及び 2番1238	平成 7年 7月18日	平成 7年名古屋 市告示第 242号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 474号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 9月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
株式会社アマ調剤薬局	名古屋市中村区日吉町12番地	令和 3年 5月 1日

2 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
ビー・アンド・ディー調 剤薬局一社店	名古屋市名東区高社二丁目 115番地	令和 3年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 475号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年 9月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称	旧	カイロス・アンド・カンパニー株式会社
	新	ファミリー・ホスピス株式会社
介護事業者の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目 3番 1号	
介護事業所の名称	ケアコール北	
介護事業所の所在地	名古屋市北区西味鉢一丁目 111番地	
変 更 年 月 日	令和 3年 4月 1日	

介護事業者の名称	旧	カイロス・アンド・カンパニー株式会社
	新	ファミリー・ホスピス株式会社
介護事業者の所在地	東京都千代田区丸の内三丁目 3番 1号	
介護事業所の名称	ケアコール志賀	

介護事業所の所在地	名古屋市北区西志賀町 5丁目24番地
変 更 年 月 日	令和 3年 4月 1日

介護事業者の名称	株式会社こうせい
介護事業者の所在地	名古屋市西区花の木二丁目17番11号ー 2
介護事業所の名称	ケアサービス康生
介護事業所の所在地	旧 名古屋市西区江向町 6丁目37番地
地	新 名古屋市西区花の木二丁目17番11号ー 2
変 更 年 月 日	令和 3年 6月14日

介護事業者の名称	株式会社マルヨシ佐藤
介護事業者の所在地	名古屋市中村区森田町 1丁目 7番19号
介護事業所の名称	エンドレス
介護事業所の所在地	旧 名古屋市中村区森田町 1丁目 7番19号
地	新 名古屋市中村区本陣通 5丁目 7番地
変 更 年 月 日	平成30年 7月 1日

介護事業者の名称	株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ
介護事業者の所在地	東京都新宿区新宿四丁目 1番 6号
介護事業所の名称	ケアリッツ名駅
介護事業所の所在地	旧 名古屋市中村区太閤通 4丁目50番地
地	新 名古屋市中村区竹橋町15番17号
変 更 年 月 日	令和 3年 4月 1日

介護事業者の名称	株式会社アンビス
介護事業者の所在地	旧 東京都中央区京橋一丁目 1番 1号
地	新 東京都中央区八重洲二丁目 7番 2号
介護事業所の名称	旧 訪問介護ステーションアンビス本陣

	新	医心館訪問介護ステーション本陣
介護事業所の所在地		名古屋市中村区上ノ宮町 2丁目 4番地の 1
変 更 年 月 日		令和 3年 6月 7日

介護事業者の名称		一般社団法人ますみ会
介護事業者の所在地		名古屋市中川区助光三丁目 301番地
介護事業所の名称		ヘルパーステーション星空
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区伏屋一丁目 114番地
地	新	名古屋市中川区助光三丁目 301番地
変 更 年 月 日		令和 3年 6月 1日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業所の名称	旧	大橋クリニック
	新	小林心療内科・精神分析室
介護事業所の所在地		名古屋市千種区内山三丁目25番 6号
変 更 年 月 日		令和 3年 4月 1日

介護事業者の名称	旧	カイロス・アンド・カンパニー株式会社
	新	ファミリー・ホスピス株式会社
介護事業者の所在地		東京都千代田区丸の内三丁目 3番 1号
介護事業所の名称		ナースコール志賀
介護事業所の所在地		名古屋市北区西志賀町 5丁目24番地
変 更 年 月 日		令和 3年 4月 1日

介護事業者の名称	旧	カイロス・アンド・カンパニー株式会社
	新	ファミリー・ホスピス株式会社
介護事業者の所在地		東京都千代田区丸の内三丁目 3番 1号
介護事業所の名称		ナースコール北
介護事業所の所在地		名古屋市北区西味鉦一丁目 111番地

変 更 年 月 日	令和 3年 4月 1日
-----------	-------------

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社アンビス	
介護事業者の所在地	旧	東京都中央区京橋一丁目 1番 1号
	新	東京都中央区八重洲二丁目 7番 2号
介護事業所の名称	旧	訪問看護ステーションアンビス本陣
	新	医心館訪問看護ステーション本陣
介護事業所の所在地	名古屋市中村区上ノ宮町 2丁目 4番地の 1	
変 更 年 月 日	令和 3年 6月 7日	

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社NCパートナーズ	
介護事業者の所在地	名古屋市中村区緑町 2丁目25番地	
介護事業所の名称	訪問看護ステーション祥裕	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区駒方町 2丁目77番地
	新	名古屋市中村区緑町 2丁目25番地
変 更 年 月 日	令和 3年 4月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社メディカル・ライフアップ	
介護事業者の所在地	名古屋市中村区瑞穂区陽明町 2丁目31番地	
介護事業所の名称	旧	訪問看護リハビリステーション中村
	新	ライフアップ訪問看護ステーション山王
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区岩塚町 2丁目 3番地
	新	名古屋市中川区西日置二丁目10番 5号
変 更 年 月 日	令和 3年 6月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	w i t h株式会社	
介護事業者の所在地	愛知県春日井市白山町 6丁目10番地 4	
介護事業所の名称	ういず訪問看護ステーション	

介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区竜泉寺一丁目 920番地
	新	名古屋市守山区桔梗平一丁目2013番地
変 更 年 月 日		令和 2年 4月 1日

介護事業者の名称		株式会社N・フィールド
介護事業者の所在地		大阪府大阪市北区堂島浜一丁目 4番 4号
介護事業所の名称		訪問看護ステーションデューン名東
介護事業所の所在地	旧	名古屋市名東区明が丘 113番地
	新	名古屋市名東区本郷二丁目 117番地
変 更 年 月 日		令和 3年 4月 1日

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介護事業所の名称	旧	大橋クリニック
	新	小林心療内科・精神分析室
介護事業所の所在地		名古屋市千種区内山三丁目25番 6号
変 更 年 月 日		令和 3年 4月 1日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	大橋クリニック
	新	小林心療内科・精神分析室
介護事業所の所在地		名古屋市千種区内山三丁目25番 6号
変 更 年 月 日		令和 3年 4月 1日

介護事業所の名称	旧	たんぽぽ薬局城西病院前店
	新	たんぽぽ薬局城西病院店
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区牛田通 1丁目17番地
	新	名古屋市中村区北畑町 4丁目 1番地
変 更 年 月 日		令和 3年 7月 5日

介護事業所の名称	旧	スギ薬局正保店
	新	スギ薬局正保調剤店
介護事業所の所在地	旧	名古屋市港区正保町 6丁目 2番地
	新	名古屋市港区正保町 6丁目32番地の 1
変 更 年 月 日	令和 2年11月22日	

介護事業所の名称	旧	ひろせクリニック
	新	ひろせ内科脳神経クリニック
介護事業所の所在地	名古屋市天白区島田三丁目 602番地	
変 更 年 月 日	令和 2年 5月 1日	

5 居宅介護支援事業

介護事業者の名称	特定非営利活動法人東海福祉移動研究協議会	
介護事業者の所在地	名古屋市昭和区北山町 3丁目 1番地の 6	
介護事業所の名称	ケアマネジメントセンター和奏	
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区北山町 3丁目 1番地の 6
	新	名古屋市昭和区紅梅町 1丁目15番地の 1
変 更 年 月 日	平成25年 4月 1日	

6 地域密着型通所介護

介護事業者の名称	株式会社C a r e N a t i o n	
介護事業者の所在地	東京都千代田区神田淡路町 2丁目 3—12	
介護事業所の名称	旧	ペルメールケアわかしゃち庵
	新	ケアフィットルームみどり
介護事業所の所在地	名古屋市緑区滝の水四丁目2617番地	
変 更 年 月 日	令和元年 5月 7日	

7 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称	旧	カイロス・アンド・カンパニー株式会社
----------	---	--------------------

	新	ファミリー・ホスピス株式会社
介護事業者の所在地		東京都千代田区丸の内三丁目 3番 1号
介護事業所の名称		ケアコール北
介護事業所の所在地		名古屋市北区西味鋤一丁目 111番地
変 更 年 月 日		令和 3年 4月 1日

介護事業者の名称	旧	カイロス・アンド・カンパニー株式会社
	新	ファミリー・ホスピス株式会社
介護事業者の所在地		東京都千代田区丸の内三丁目 3番 1号
介護事業所の名称		ケアコール志賀
介護事業所の所在地		名古屋市北区西志賀町 5丁目24番地
変 更 年 月 日		令和 3年 4月 1日

介護事業者の名称		株式会社こうせい
介護事業者の所在地		名古屋市西区花の木二丁目17番11号— 2
介護事業所の名称		ケアサービス康生
介護事業所の所在地	旧	名古屋市西区江向町 6丁目37番地
	新	名古屋市西区花の木二丁目17番11号— 2
変 更 年 月 日		令和 3年 6月14日

介護事業者の名称		株式会社マルヨシ佐藤
介護事業者の所在地		名古屋市中村区森田町 1丁目 7番19号
介護事業所の名称		エンドレス
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区森田町 1丁目 7番19号
	新	名古屋市中村区本陣通 5丁目 7番地
変 更 年 月 日		平成30年 7月 1日

介護事業者の名称		一般社団法人ますみ会
介護事業者の所在地		名古屋市中川区助光三丁目 301番地

介護事業所の名称		ヘルパーステーション星空
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区伏屋一丁目 114番地
	新	名古屋市中川区助光三丁目 301番地
変更年月日		令和 3年 6月 1日

8 生活支援型訪問サービス

介護事業者の名称		一般社団法人ますみ会
介護事業者の所在地		名古屋市中川区助光三丁目 301番地
介護事業所の名称		ヘルパーステーション星空
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中川区伏屋一丁目 114番地
	新	名古屋市中川区助光三丁目 301番地
変更年月日		令和 3年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 476号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 9月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
たつきファミリー歯科	名古屋市港区正保町 3丁目58番	令和 3年 3月11日
モノハデンタルクリニック	名古屋市港区港栄二丁目 6番 3号	令和 3年 4月 1日
内藤耳鼻咽喉科	名古屋市港区港北町 2丁目10番地	令和 3年 5月20日
福井歯科医院	名古屋市南区本地通 3丁目 3番地	令和 3年 4月 1日
峰デンタルオフィス	名古屋市名東区一社二丁目 5番地	令和 3年

		1月31日
--	--	-------

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
たつきファミリー歯科	名古屋市港区正保町 3丁目58番	令和 3年 3月11日
モモノハデンタルクリニック	名古屋市港区港栄二丁目 6番 3号	令和 3年 4月 1日
内藤耳鼻咽喉科	名古屋市港区港北町 2丁目10番地	令和 3年 5月20日
福井歯科医院	名古屋市南区本地通 3丁目 3番地	令和 3年 4月 1日
峰デンタルオフィス	名古屋市名東区一社二丁目 5番地	令和 3年 1月31日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
ハットリ調剤薬局	名古屋市千種区新西二丁目 9番 7号	令和 3年 4月 1日
福岡薬局	名古屋市昭和区広路町字石坂36番地	令和 3年 4月 1日
坂井歯科医院	名古屋市昭和区隼人町 6番地の 6	令和 3年 3月31日
上脇調剤薬局	名古屋市中川区上脇町 2丁目 134番地	令和 3年 7月 1日
たつきファミリー歯科	名古屋市港区正保町 3丁目58番	令和 3年 3月11日

モモノハデンタルクリニック	名古屋市港区港栄二丁目 6番 3号	令和 3年 4月 1日
内藤耳鼻咽喉科	名古屋市港区港北町 2丁目10番地	令和 3年 5月20日
福井歯科医院	名古屋市南区本地通 3丁目 3番地	令和 3年 4月 1日
峰デンタルオフィス	名古屋市名東区一社二丁目 5番地	令和 3年 1月31日

4 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
ナカムラ調剤薬局	名古屋市天白区植田三丁目1518番地	令和 3年 6月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 477号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 9月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
株式会社オオツカ 名古屋市守山区金屋二丁目 186番地	オオツカ介護サービス 名古屋市守山区金屋二丁目 186番地	令和 3年 6月 1日

2 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
医療法人コジマ会 愛知県東海市富木島町八幡南	介護老人保健施設丸の内 名古屋市中区丸の内一丁目 2	令和 3年 3月 31日

20番地	番 6号	
------	------	--

3 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社三立商会 名古屋市南区鶴見通 6丁目 2番地の 2	三立商会ケアサプライサービス 名古屋市南区鶴見通 6丁目 2番地の 2	令和 3年 4月 30日

4 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
有限会社ネクストサプライ 静岡県浜松市中区中沢町19番10号	小規模多機能ホーム名古屋荒子の家 名古屋市中川区荒子一丁目41番地	令和 3年 4月 1日

5 居宅介護支援事業

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
医療法人新生会 名古屋市瑞穂区玉水町 1丁目 3番地の 2	ホスピール居宅介護支援事業所 名古屋市瑞穂区玉水町 1丁目 12番地	令和 3年 3月 31日

6 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月日
株式会社三立商会	三立商会ケアサプライサービス	令和 3年

名古屋市南区鶴見通 6丁目 2 番地の 2	ス 名古屋市南区鶴見通 6丁目 2 番地の 2	4月30日
--------------------------	-------------------------------	-------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 478号

換地処分通知に係る公示送達

次の表の左欄に記載する者に対する同表右欄の土地に係る東三河都市計画蒲郡蒲南土地区画整理事業施行者蒲郡市が発した土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 1項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133条第 1項及び同条第 2項において準用する同法第77条第 5項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容が愛知県蒲郡市蒲郡町堀込69番 3所在の掲示板に掲示されています。

令和 3年 9月10日

名古屋市長 河 村 た か し

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	住 所	
河合勇雄法定相続人 河合 守男	名古屋市天白区八幡山1561番地 (メゾン塩釜 102号)	愛知県蒲郡市府相町 新井前 932番 3 愛知県蒲郡市府相町 新井前 932番 4 愛知県蒲郡市府相町 新井前 932番10 愛知県蒲郡市府相町 新井前 932番11

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市選挙管理委員会告示第27号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和3年9月6日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,821 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

336,381 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第 1 項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,761 人	熱 田 区	18,347 人
東 区	22,378 人	中 川 区	60,290 人
北 区	45,700 人	港 区	38,721 人
西 区	41,059 人	南 区	37,323 人
中 村 区	37,900 人	守 山 区	47,489 人
中 区	24,583 人	緑 区	66,852 人
昭 和 区	28,752 人	名 東 区	43,576 人
瑞 穂 区	29,935 人	天 白 区	43,687 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第11項及び同法第 5 条第15項に規定する数

315,174 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市教育委員会告示第16号

個人演説会等にかかる公営施設設備及び費用額について

平成19年名古屋市教育委員会告示第21号（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第 119条第 2項の規定に基づく各種公職選挙における個人演説会等の設備の程度その他施設の使用について必要な事項及び同令第 121条の規定に基づく個人演説会等の施設の公営のために公職の候補者等が納付すべき費用の額を定める告示）の一部を次のように改正し、令和 3年 9月 8日から施行します。

令和 3年 9月 8日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

個人演説会等公営施設設備及び費用額 昭和区の表中

「

名古屋市立 鶴舞小学校	集会室	96	椅子 40脚 40人	有 無	有 無	有 無	600	600	900	—	600	600	900
----------------	-----	----	------------------	----------------	----------------	----------------	-----	-----	-----	---	-----	-----	-----

」

を

「

名古屋市立 鶴舞小学校	ブレイルーム	65	椅子 30脚 30人	有 無	有 無	有 無	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800
----------------	--------	----	------------------	----------------	----------------	----------------	-------	-------	-------	---	-------	-------	-------

」

に改める。

名古屋市教育委員会事務局総務部学校整備課

名古屋市上下水道局告示第13号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和3年9月30日までの2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課、同部営業センター及び同部営業所において一般の縦覧に供する。

令和3年9月9日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和3年10月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
瑞穂区	井戸田町	4丁目	一部	南区忠次二丁目 名古屋市上下水道局 山崎水処理センター
熱田区	切戸町	1丁目	〃	熱田区千年二丁目 名古屋市上下水道局 千年水処理センター
中川区	富田町	千音寺・市場 下屋敷 千音 寺・土坪 千 音寺・間渡里	〃	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
港区	川園三丁目		〃	〃
	藤高五丁目		〃	〃
緑区	神の倉三丁目		〃	緑区浦里五丁目

				名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター
天白区	表山二丁目		〃	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局 柴田水処理センター

3 供用を開始する排水施設の位置

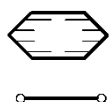
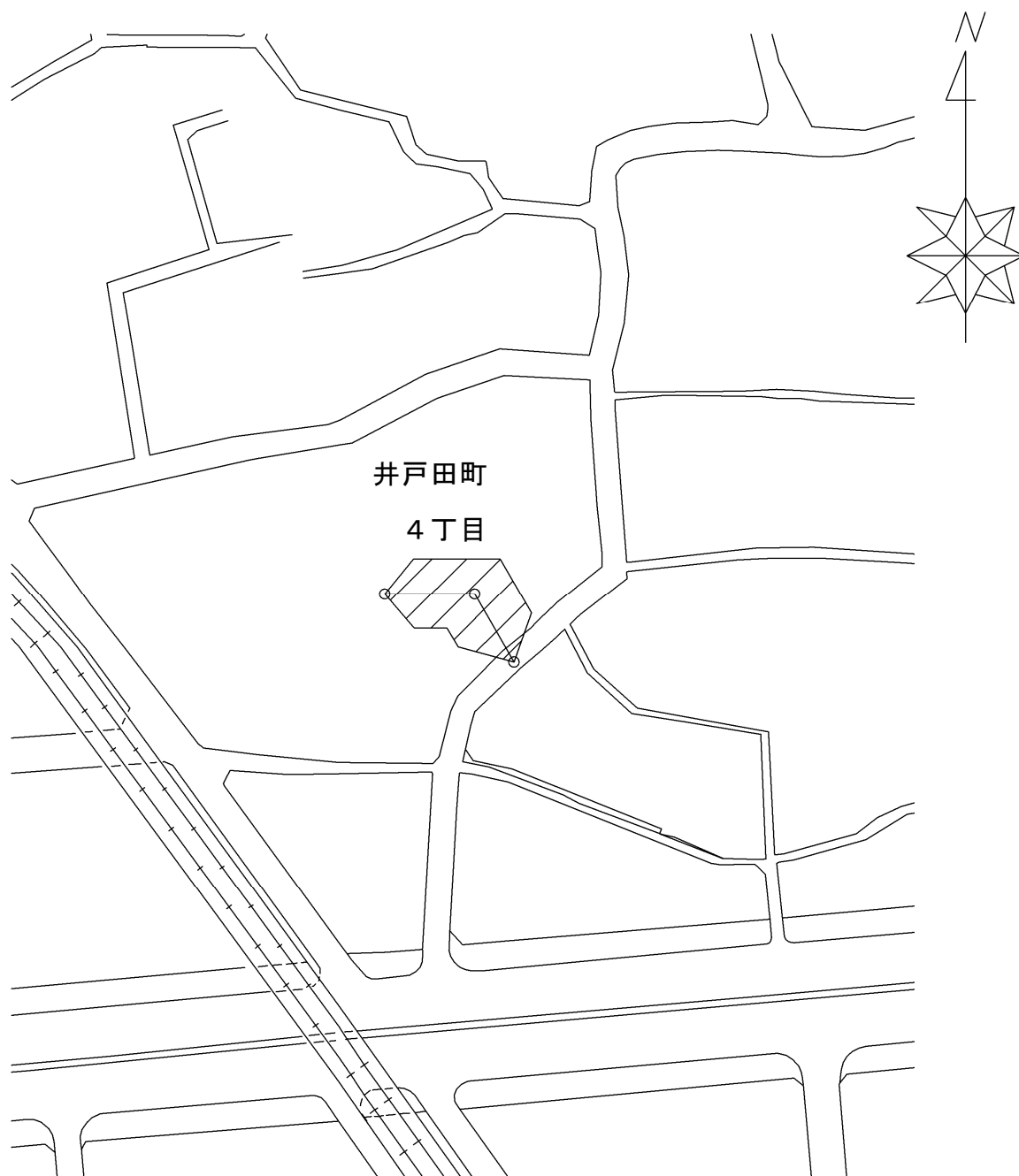
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	瑞穂区 熱田区 中川区
分流式	港区 緑区 天白区

排水施設の位置図

瑞穂区（合流式）

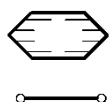
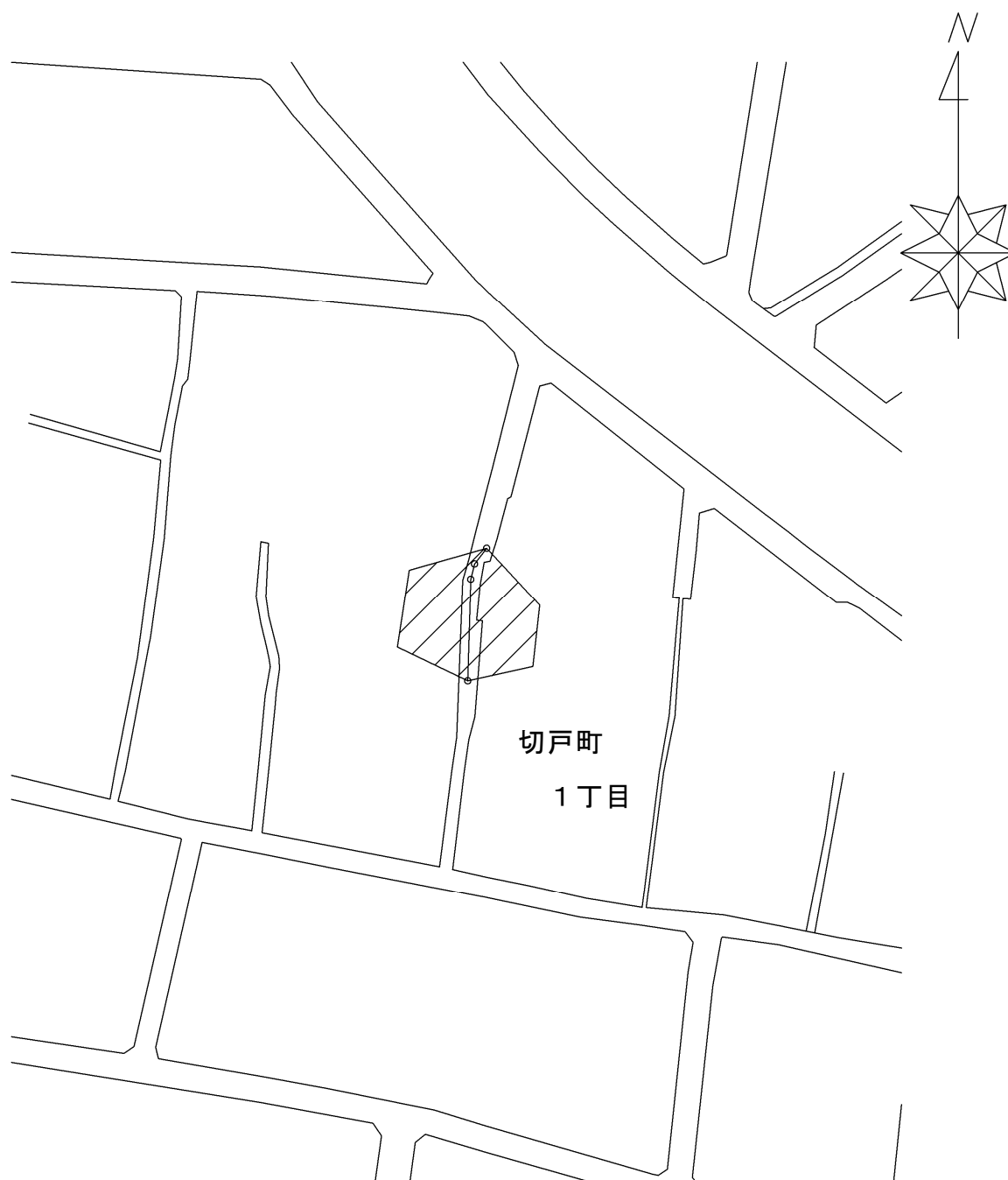


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

熱田区（合流式）



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

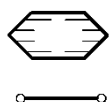
排水施設の位置図

中川区（合流式）



排水施設の位置図

港区（分流式）

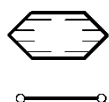


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

緑区（分流式）

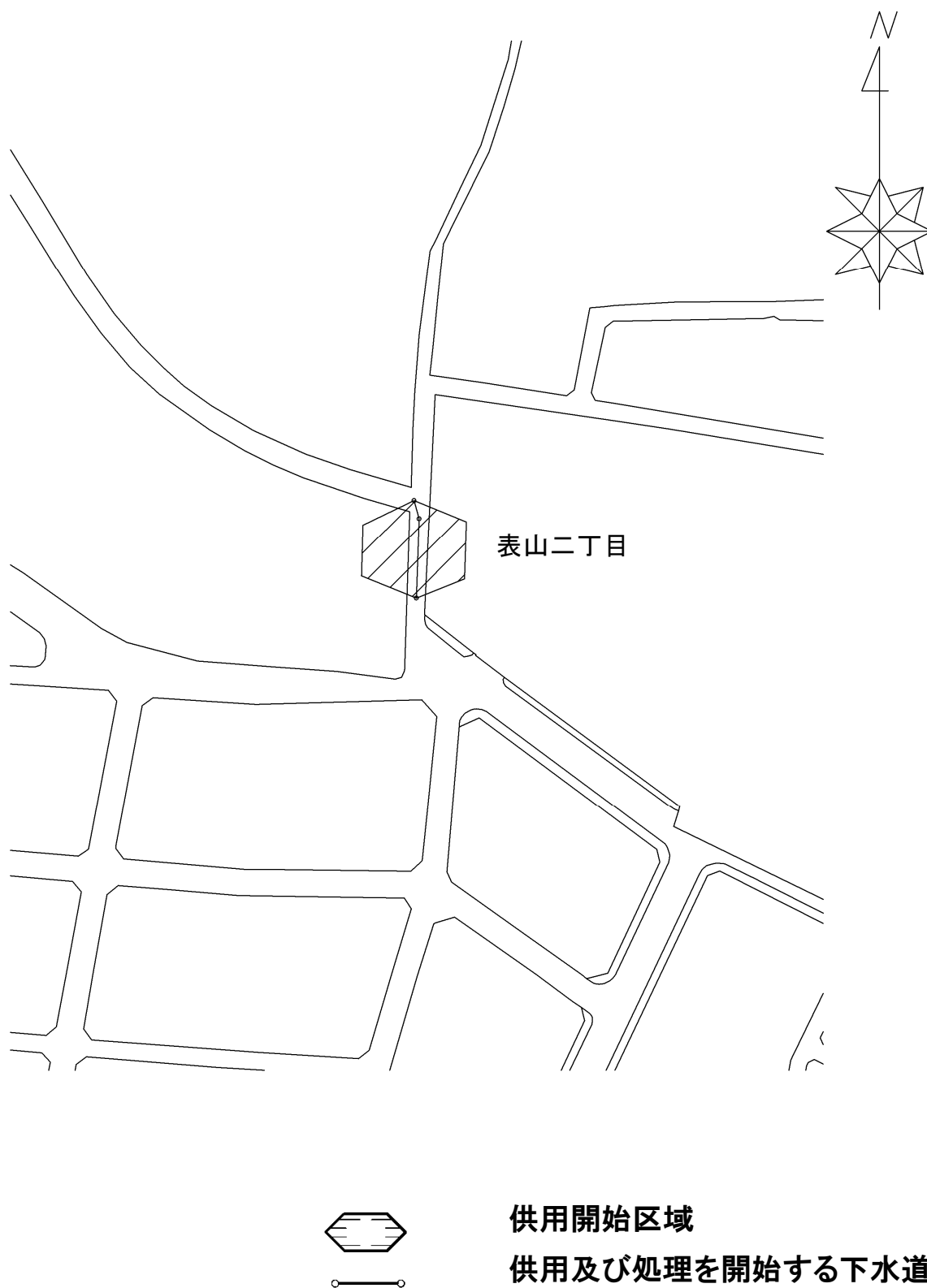


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

天白区（分流式）



令和 3 年監査公表第 4 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき監査を実施したので、
同条第 9 項及び第 10 項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

令和 3 年 9 月 10 日

名古屋市監査委員	長谷川 由美子
同	成 田 たかゆき
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

緑政土木局（工事）

（緑政土木局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

- 1 安全に配慮した適切な設計及び工事監理がされているか
- 2 施設の機能が果たせるよう適切な維持管理がされているか
- 3 工事及び委託の予定価格は適正に設定されているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 3年 2月 3日から令和 3年 9月 1日まで

2 実施方法

今回の監査では、緑政土木局における平成31年 4月 1日から令和 3年 3月31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	2,891	116	4.0	67,779	7,487	11.0
委託	2,463	28	1.1	14,586	330	2.3

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等を発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置

を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘

(1) 鋼管支柱の地際部の腐食について（設計）

都市公園における遊具の安全確保に関する指針（平成 26 年 6 月、国土交通省）では、腐食による劣化などを防ぐため、構造上重要な金属支柱は、腐食しやすい部分に防食保護材や防食塗料などの対策を行うと定めている。緑政土木局の公園・街路樹設計のてびきでは、基礎部分の処理として、地面との接触部が腐食しやすくなるので、接触部に防食テープなどを施す必要があるとしている。または、工事共通構造図では、公園遊具や道路附属施設等の鋼管支柱の基礎の場合は、基礎と支柱との接合部を地表に露出させれば腐食のリスクを低減し、目視でも腐食の状況が確認できるとされている。

「露橋公園整備工事」では、公園内にあるバスケットコートを整備する工事を行っていた。バスケットゴールを確認したところ、支柱が鋼管であったにもかかわらず腐食しやすい地面との接触部に防食テープなどを施していなかった。また、支柱と基礎の接合部は地下に埋める構造であり、さらに地表面は、雨水が浸透する透水性舗装のため、コンクリート基礎上面で雨水が滞水し腐食が助長される構造であった。



バスケットゴール全景



バスケットゴール地際部

当該バスケットゴールの地際部については、防食対策を施すよう是正されたい。また、鋼管支柱を設置する場合は、地面との接触部で腐食のリスクがあること、透水性舗装など地表面の条件により、そのリスクが高くなることを十分理解し、防食対策を考慮した設計とされたい。（中川土木事務所）

(2) 中間検査の実施について（施工）

工事の中間検査については、名古屋市緑政土木局請負工事施行要綱並びに中間検査実施基準において、大規模（当初請負金額が 1 億円以上）かつ工期が 6 か月以上の工事について実施することとしている。

「落合橋補修工事（その 2）県道岩崎名古屋線舗装道補修工事（瑞 3）舗装道補修工事（瑞 6）交通安全施設整備工事（瑞 9）」は、当初請負金額が 147,396,700 円、工期が 6 か月 13 日の工事であり、中間検査の対象工事に該当していたが、検査を実施していなかった。

中間検査は、品質の確保や向上に必要な助言を行い工事の良好な完成を図ることを目的としており、その目的や検査の重要性を十分理解し、基準に則して検査を実施されたい。
(瑞穂土木事務所)

第6 意 見

適切な維持管理に向けた取り組みについて

緑政土木局は、道路や公園など市民の生活に直結する公共施設の維持管理を担っている。昨今、築年数が長く老朽化への対応が必要な施設も多く、事故が起きないように安全に安心して利用できることを目的とした管理、計画的な更新などが重要となっている。

今回の監査の結果、公園施設に用いた鋼管支柱において、基礎上面に雨水が滞水し、腐食の助長が懸念される構造であった事例が見受けられた。腐食への配慮が不足しており、構造物を設計する際は現場状況や材料特性を十分理解し総合的に検討するべきと思われる。

鋼管支柱を用いた構造は、公園施設だけでなく街路灯、標識柱、歩道橋などの多様な用途に用いられ、広く一般に供用されていることから、腐食対策には特に留意しなければならない。腐食により倒壊に至れば、市民の安全に関わる重大な事故となる。

また、公共施設の老朽化対策としてライフサイクルコストの最小化を図るために、設計段階において、長寿命化や維持管理の簡略化の観点が必要であり、経年

劣化の予測、点検や補修のしやすい構造とすることなど、将来を見通した構造検討も必要不可欠な要素である。

緑政土木局においては、誰もが安全に安心して利用できる施設を設計するため、技術基準や指針等の確認にとどまらず、構造物に対する技術的な知見をさらに深める機会を増やし、必要な知識の習得、技術力の向上を図り、適切な公共施設の構築、維持管理に努められたい。

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

スポーツ市民局（工事）

（スポーツ市民局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

- 1 安全に配慮した適切な設計及び工事監理がされているか
- 2 施設の機能が果たせるよう適切な維持管理がされているか
- 3 工事及び委託の予定価格は適正に設定されているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 3年 2月 3日から令和 3年 9月 1日まで

2 実施方法

今回の監査では、スポーツ市民局における令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月 31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	60	13	21.7	8,047	8,001	99.4
委託	44	14	31.8	230	152	66.1

第5 監査結果

上記のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務上の処理誤り等を発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置

を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘

保安規程の改定について（維持管理業務）

電気事業法（昭和39年法律第 170号）では、自家用電気工作物^{（注 1）}の設置者は、電気工作物^{（注 2）}の工事、維持及び運用に関する保安の確保を目的として、保安体制と具体的保安業務の基本事項を記載した保安規程を定め、主務大臣に届け出なければならないと定めている。また、本市の副市長以下代決規程では、保安規程の制定改廃に関することについては、監（監が置かれていない場合は局長）に代決権限があると定めている。

「中文化センター自家用電気工作物保安管理業務委託」では、保安規程に基づき電気工作物の保安管理を行っていた。保安規程が令和 3年 5月に改定されていたためその手続きについて確認したところ、改定に係る決裁をとっていなかった。また、保安規程の「保安に関する組織図」を確認したところ、令和 2年度に組織改正が行われたにもかかわらず更新されていなかった。

電気工作物の保安管理業務の根幹となる保安規程の重要性を改めて認識し、その制定改廃に際しては代決規程に基づき適正に決裁をとられたい。また、保安規程については必要な変更を行い監督官庁に届け出されたい。

（中文化センター）

（注 1）自家用電気工作物

電力会社から 600ボルト以上の電圧で受電している施設などの電気工作物

（注 2）電気工作物

発電設備、変電設備、配電設備、電線路など

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 9月 7日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名鉄ビル・名古屋近鉄ビル・名鉄バスターミナルビル・大手町建物名古屋駅前ビル

名古屋市中村区名駅一丁目2001番 ほか 7筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
名古屋鉄道(株)	代表取締役 安藤 隆司	名古屋市中村区名駅一丁目2番4号	変更なし	代表取締役 高崎 裕樹	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後		
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
1	(株)名鉄百貨店	代表取締役 黒野 友之	名古屋市中村区名駅一丁目2番1号	変更なし	代表取締役 柴田 浩	変更なし
2	名鉄産業(株)	代表取締役 三浦 久芳	名古屋市中村区前浜通7丁目28番地	変更なし	代表取締役 林 裕二	変更なし

3	(株)近鉄百貨店	代表取締役 高松 啓二	大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目 1 番43号	変更なし	代表取締役 秋田 拓士	変更なし
4	(株)近鉄リテーリング	代表取締役 中井 潔	大阪市天王寺区上本町六丁目 5番13号	変更なし	代表取締役 大矢 茂伸	変更なし
5	(株)ヤマダ電機	代表取締役 山田 昇	群馬県高崎市栄町 1番1号	(株)ヤマダデンキ	代表取締役 小林 辰夫	変更なし
6	—	—	—	スギホールディングス(株)	代表取締役 杉浦 克典	愛知県大府市横根町新江62番地の1

3 変更の日

- (1) 設置者については、令和 3年 6月25日
- (2) No. 1の小売業者については、令和元年 6月24日
- (3) No. 2の小売業者については、令和 3年 6月 4日
- (4) No. 3の小売業者については、令和元年 5月23日
- (5) No. 4の小売業者については、令和 2年 6月22日
- (6) No. 5の小売業者については、令和 2年10月 1日
- (7) No. 6の小売業者については、令和 3年 4月29日

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1からNo. 4までの小売業者については、代表者変更のため
- (3) No. 5の小売業者については、名称及び代表者変更のため
- (4) No. 6の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 3年 8月26日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 9月 7日から令和 4年 1月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 1月 7日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 9月 7日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名鉄ビル・名古屋近鉄ビル・名鉄バスターミナルビル・大手町建物名古屋駅前ビル

名古屋市中村区名駅一丁目2001番 ほか 7筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
中央水産ビル駐車場	25台	—	280台	—
名鉄協商パーキング牛島	1台	—	36台	—
名鉄協商パーキング名駅 3丁目	—	26台	—	343台
その他駐車場	418台	変更なし	2,137台	変更なし
計	444台	変更なし	2,453台	2,480台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
中央水産ビル駐車場	午前 9時30分から午後10時00分まで（日曜日、祝日は午前 9時00分から午後10時00分まで）	—

名鉄協商パーキング牛島	午前 7時00分から午後12時00分まで	—
名鉄協商パーキング名駅 3丁目	—	午前 0時00分から午後12時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
中央水産ビル駐車場	3箇所	—
名鉄協商パーキング牛島	1箇所	—
名鉄協商パーキング名駅 3丁目	—	1箇所
その他駐車場	18箇所	変更なし
計	22箇所	19箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

- (1) 中央水産ビル駐車場については、令和元年10月31日
- (2) 名鉄協商パーキング牛島については、平成30年 8月26日

4 変更しようとする理由

一部契約駐車場の閉鎖に伴う契約駐車場の見直しのため

5 届出の日

令和 3年 8月26日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
中村区役所情報コーナー、西区役所情報コーナー、中区役所情報コーナー
及び中川区役所情報コーナー

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 9月 7日から令和 4年 1月 7日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 1月 7日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 9月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名鉄ビル・名古屋近鉄ビル・名鉄バスターミナルビル・大手町建物名古屋駅前ビル

名古屋市中村区名駅一丁目2001番 ほか 7筆

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
(株)近鉄百貨店	午前10時00分（全館で年 1日は午前 7時00分、全館で年 1日は午前 9時00分、全館で年 2日は午前 9時30分、食品売場で年 2日は午前 9時00分、地下 1階ベーカリーは午前 7時00分、地下 1階米飯惣菜は午前 8時00分）	変更なし	午後 8時00分（年60日は午後 9時00分、地下 1階は午後 8時30分、8階及び 9階は午後 9時00分）	午後 8時00分（年60日は午後 9時00分、地下 1階、8階及び 9階は午後 9時00分）

3 変更の日

令和 3年10月 1日

4 変更しようとする理由

売場改装に伴う営業時間の見直しのため

5 届出の日

令和 3年 9月 2日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中村区役所情報コーナー、西区役所情報コーナー、中区役所情報コーナー

及び中川区役所情報コーナー

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 9月10日から令和 4年 1月11日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 1月11日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を令和 3年 9月 7日懲戒処分に付した。

令和 3年 9月 7日

名古屋市交通局長 小 林 史 郎

所属及び補職名	処分の内容	処 分 理 由
交通局自動車運輸主事	停職 6月	地方公務員法第29条第 1項第 1号、第 2号及び第 3号